

議案第60号

四万十町子ども・子育て会議設置条例の制定について

四万十町子ども・子育て会議設置条例を次のように定める。

平成25年9月11日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、四万十町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長及び教育長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱し、又は任命する委員13名以内をもって構成する。

- (1) 子どもの保護者 2名以内
- (2) 放課後児童クラブ及び、放課後子ども教室の関係者 2名以内
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 2名以内
- (4) 町の職員 4名以内
- (5) その他町長が適当と認める者 3名以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 委嘱の委員が欠けた場合は、必要に応じて補欠委員を選任し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 この会議のもとに作業部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、町民課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。